解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

東京都東久留米市新川町一丁目二番一四号
財団法人クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン
代表清算人　カールソン・ポリーン

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日寄附行為に定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

東京都千代田区神田神保町二丁目一七番地
在日本救世軍財団
清算人　吉田　眞

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月十一日開催の臨時総会の決議、平成二十五年三月三十一日信越総合通信局長及び新潟県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

新潟市中央区川岸町三丁目一八番地
社団法人新潟県情報通信基盤整備協会
代表清算人　竹石　松次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日富山県知事の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

富山県高岡市中曽根七九九一番地
高岡市中曽根土地区画整理組合
代表清算人　浅倉　正文

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

名古屋市中区橘二丁目八番五五号
財団法人真宗大谷派名古屋別院維持財団
代表清算人　松野　厚

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日開催の解散総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

愛知県犬山市大字今井字東山一二三番地
農事組合法人今井果樹組合
清算人　林　道範

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に存続期間の満了より解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

愛知県一宮市大志一丁目一二番三号
財団法人眞澄田学園
代表清算人　服部　忠雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大阪府大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
財団法人有恒会
代表清算人　福岡　美彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

岡山県高梁市松原通二〇四三番地
財団法人高梁市青少年健全育成財団
清算人　近藤　隆則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

広島県府中市中須町一三三番地の五
社団法人芦品府中教育会館
代表清算人　四茂野宏道

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

広島市南区翠一丁目一番一号広島大学附属小学校内
社団法人学校教育研究会
清算人　佐伯　陽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

福岡市中央区渡辺通五丁目二番二五号
社団法人福岡県動物福祉協会
清算人　吉原　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市白樺台四丁目二一番、最後の住所北海道釧路市桜ケ岡三丁目一〇番八号
被相続人　亡　古川　松夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

事務所釧路市幸町七―二―六　ハーバーシティサトウ一階　梅地理法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市字勇払二四番地六、最後の住所北海道苫小牧市字勇払二四番地の六
被相続人　亡　織笠　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

事務所北海道苫小牧市表町三丁目二番一三号王子不動産第2ビル五階　岡田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡　聖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市湊中央一丁目五八四八番地一、最後の住所茨城県ひたちなか市湊中央一丁目四番一四号
被相続人　亡　大谷　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町一丁目八五番地一、最後の住所埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目九〇一番地一　A―一四〇四
被相続人　亡　仁平　雅光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番地一号　東和ビル四階　埼玉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　月岡　朗